

○教育主事の設置及び運用要綱

〔令和2年3月26日〕
〔例規甲（校庶校）第113号〕

第1 趣旨

この要綱は、教育主事の設置及び運用について必要な事項を定める。

第2 設置

山梨県警察学校に教育主事を置く。

第3 任命等

- 1 教育主事は、高等学校の教員免許を取得し、人格高潔で、倫理、社会教育等について相当の知識を有する者のうちから、警察本部長が任命する。
- 2 教育主事は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。
- 3 教育主事の任期は、任命の日からその日の属する会計年度の末日とする。
- 4 教育主事は、再任することができる。
- 5 警察本部長は、教育主事とその職に必要な適格性を欠くに至った場合又は退職の申出により、これを解任するものとする。

第4 勤務形態

勤務は、毎週5日間とし、勤務日については、授業内容等を考慮して警察学校長が定めるものとする。

第5 職務

教育主事は、警察学校長の指揮監督を受け、訓育及び一般教育等についての指導助言、その他必要と認める業務に従事するものとする。

第6 服務

教育主事の服務については、山梨県警察会計年度任用職員の取扱いに関する要領の制定について（令和2年3月23日付け、例規甲（務人）第94号。以下「会計年度任用職員要領」という。）山梨県警察職員の服務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第4号）の定めるところによる。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、教育主事の取扱いについては会計年度任用職員要領の規定を適用するものとする。